

口座振替をご利用の方へ！

# 口座振替(個人事業税)領収済証明書送付 廃止

## 領収済証明書の送付廃止について

口座振替(※)による納税については、収納確認後に「領収済証明書」を送付してきましたが、経費削減のため、平成27年度から送付を廃止させていただきます。(※) ゆうちょ銀行の「自動払込」を含む

口座振替の停止をしたい場合又は口座の内容に変更がある場合は、届出口座のある金融機関窓口にて、引き落とし月(8月、11月)のそれぞれ2か月前(6月末、9月末)までに手続きをしてください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 振替内容の確認について

### Q1) 納税の確認方法は？

口座振替による納税のご確認につきましては、今後は、お手数をお掛けいたしますが、預貯金通帳への記帳でご確認くださいようお願いいたします。

また、振替納税を確認する書面の必要が生じた場合には、随時所管の県民センター(事務所)へお申し出ください。「口座振替済確認書」を発行いたします。

(「口座振替済確認書」は正式な領収書や納税証明書としては使えません。公的な証明書が必要な場合は、「納税証明書」を申請してください。)

### Q2) 確定申告の際は？

税務署への申告の際には、税金に係る領収書等を提示あるいは提出する必要はありません。納税通知書及び口座振替により納税された通帳を保管してください。

■ 口座振替制度自体を廃止するものではありません。

お問い合わせ先

○東部県民センター(松江市) TEL 0852-32-5629

○西部県民センター(浜田市) TEL 0855-29-5522